

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第32条第1号の規定により、条例の施行規則の一部改正の立案に当たり、下記のとおり諮問します。

令和7年1月15日

高知県知事 濱田 省司

## 記

### 条例施行規則の一部改正の立案に関する事項

#### （1） 一部改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行により、健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、特定の個人に関する情報が記載された特定歴史公文書等について当該特定の個人が利用請求を行う場合に提示する本人確認書類を定めた、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）第25条第1項第1号及び別記第1号様式の裏面からそれぞれ健康保険証に係る規定を削除する一部改正を行うもの。

#### （2） 一部改正内容

別添のとおり